



最高裁秘書第1059号

平成29年3月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（最情） 諒問第33号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 (直通)

平成29年3月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年3月9日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書の全部が不開示情報に該当するかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成27年度裁判官異動計画

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年2月7日付で不開示の判断を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件対象文書には、裁判官の人事異動に関し、異動計画の立案担当者、立案方法、立案手順並びに異動計画の対象者及びその異動案等の情報が記録さ

れている。

裁判官は、憲法上その職務の独立性が保障されるとともに、身分が保障されており（憲法76条3項、78条）、また、身分保障の現れとして、その意思に反して、転官や転所をされることないとされている（裁判所法48条）。したがって、裁判官の人事管理に係る情報については、裁判官の独立を確保するため、非常に高い機密性が求められる機微な情報であるということができる、本件対象文書に記録されている上記のような情報を公にすると、それを知った裁判官の異動を望み、あるいは望まない関係者などから不当な働き掛け等がされるなどして、今後の裁判官の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、本件対象文書に記録された情報は、その文書の標題部分や発出者名等も含め、全体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに規定する不開示情報に相当する情報に当たる。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。